

P F O A等についての敷地内濃度の公表を求める意見書

ペルフルオロオクタン酸（P F O A）等の汚染問題について世界的規制が強まり、日本でも国民の関心が高まっています。私たちの住む摂津市では、国や大阪府の調査によって地下水や水路から全国一高濃度のP F O Aが検出され、市民に不安が広がっています。

大阪府は、摂津市と市内化学メーカーとともに2009年から毎年「神崎川P F O A対策連絡会議」を開催し、水質調査や市内化学メーカーの取り組みについて情報提供、意見交換等を実施され、市内化学メーカー敷地内の地下水濃度、地下水を汲み上げ処理をした後の濃度、公共下水への放流水濃度など、市内化学メーカーから報告を受けて経年変化も確認されています。

これら濃度の開示を求める市民の声を受け、2023年5月に行われた第24回「神崎川P F O A対策連絡会議」において、大阪府・摂津市から市内化学メーカーに対して、敷地内の地下水や下水への放流水の濃度を開示するよう要望されましたが、同年6月にも摂津市議会民生常任委員会を対象に実施された「P F O Aの取組み、遮水壁設置工事について」の説明会で同要望の質問に対して「開示できない」との回答でありました。

今後、市内化学メーカーは敷地内に遮水壁を設け地下水の敷地外への流出を防止する計画ですが、遮水壁の効果確認のためにも敷地内濃度の開示は必須であります。

よって、本市議会は大阪府に対し、市内化学メーカーが敷地内の地下水、処理水、下水放流水等のP F O A濃度を早急に公表するよう促すことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月27日

摂 津 市 議 会